

Business News

第235号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆さまから各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号より計3回、2018年7月実施の「トラック運送事業者の行政処分基準の改正」について、有限会社あいち経営コンサルタントに寄稿いただきご案内いたします。第1回の今回は、乗務時間等告示遵守違反についての解説です。

トラック運送事業者の行政処分基準の強化（1）乗務時間等告示遵守違反

2018年7月1日より、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準が強化されます。今回の改正は、長時間労働の是正や過労の防止のために行われるものです。具体的には過労防止関連違反について、「車両停止日数」と行政処分時の「停止車両割合」が引き上げられます。

今回は、過労防止関連の3つの違反〔(1)乗務時間等告示遵守違反、(2)健康状態の把握義務違反、(3)社会保険等未加入〕のうち、(1)「乗務時間等告示遵守違反」について解説いたします。

乗務時間等告示の主な内容は以下のとおりです。乗務時間等告示について、1か月間の違反件数（監査をうけたドライバーで最も違反が多い者）により行政処分が決まります。

- ・ 1か月の総拘束時間（原則 293 時間以内、例外 320 時間以内）
- ・ 1日の最大拘束時間（16 時間）
- ・ 1週の拘束時間（1日 15 時間超 2 回以下）
- ・ 1日の休息期間（連続 8 時間）
- ・ 連続運転時間（4 時間運転で 30 分以上の休憩等）
- ・ 1日の運転時間（2 日平均 9 時間以下）
- ・ 1週の運転時間（2 週平均 44 時間以下）

<初違反の場合>

【改正前】 5件以下で「警告」、6件以上15件以下で「10日車」の車両停止、16件以上で「20日車」の車両停止

【改正後】 上記の処分基準はそのまま（但し、以下b. も違反件数に加算されます）、以下a.b. の違反があった場合、さらに車両停止日車数を加算

- a. 1か月の拘束時間違反（293時間超の場合。労使協定がある場合は最大で320時間超）
- b. 休日労働の限度に関する違反（2週間に1回を超えて休日労働をさせた場合）

乗務時間等告示遵守違反	改正前	改正後
5 件以下	警告	警告
6 件以上 15 件以下	10 日車	10 日車
16 件以上	20 日車	20 日車
a.拘束時間・b.休日労働違反:1 件	—	+ 10 日車
a.拘束時間・b.休日労働違反: 2 件以上	—	+ 20 日車

これまでは、a.1か月の拘束時間違反をしても、全体の違反件数が5件以下であれば「警告」で済んでいました。改正後は、「10日車」の車両停止になってしまいます。乗務時間等告示の中でも「重い」違反の1つに位置づけられたこととなります。また、b.休日労働の限度に関する違反については、これまで国土交通省の監査で違反として取り上げられることはほぼありませんでした。今後は、特に繁忙期について注意が必要です。

※その他詳細は、国土交通省HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

（有限会社あいち経営コンサルタント）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei.support@ms-ins.com
 三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
 ※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。 18-ニュース-275